

市町村名等	頁	中間案の箇所	意見・提案内容	回答
桑名市	P18	20年後の地域社会のイメージ	すべて積極的表現であるのに対し、家庭においては、の項目のみ「心懸けています」と消極的表現がなされている。統一を図ったほうがよいのではないか。	「…を購入したり、環境負荷の小さいサービスを利用するなど環境に配慮した行動をとっています。」と修正します。
桑名市	P44	事業系ごみの処理実態の把握	P109において課題として一般廃棄物と産業廃棄物の区分の取り扱いが示されている。県下の事業系廃棄物の実態を調査すれば多くの産業廃棄物が含まれている現実があり、分別についての三重県の積極的な関与(事業所における産業廃棄物分別の徹底)の記入をお願いしたい。	事業所における産業廃棄物の取扱いについては、各市町村において取扱いが異なるという実態もあることから、基本取組2-1事業系ごみ処理システムの再構築のなかで、処理実態の把握や適正な処理システムの検討を行います。
桑名市	P87	経済的手法の検討及び諸手続の実施	現在、多くの市町村で家庭ごみの有料化を実施、または検討されている。また、全国的に実施されている事例も多く、流れは有料化に向かっている状況で「検討を行う」「アンケートを実施する」「検討委員会の設置を検討する」ではなく、積極的な取組みを示してはどうか。	家庭ごみの有料化制度の導入につきましては、県が実施した市町村アンケート調査では、10市町村で既に導入されており、11の市町村で導入が検討されています。しかしながら、導入にあたっては、市町村の実情や住民等の有料化制度に対する理解、ごみ減量化への意識を高めることが必要と考えられることから、アンケート調査や検討委員会の設置など有料化に伴う諸手続の実施が有効と考えます。
木曾岬町	P21	”県内総ごみ量”には、集団回収分を含みません。	2/4(金)開催の中間案説明会において、説明をお願いしましたが、再度、私見ですが、意見いたします。 各家庭では、ごみを可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックごみ、粗大ごみと考え、資源ごみ回収(集団回収や行政回収)に出す場合は、ごみと認識していないと思います。 また、資源ごみ回収の目的を資源の有効利用とごみの減量化と認識し、資源ごみ回収に手間隙をかけて取り組んでいると思います。 また、ごみ排出量削減率 家庭系ごみ30%と公表された場合は、当然のことながら、各家庭では、さらなる手間隙をかけて、資源ごみ回収に取り組まれると思います。 このため、ごみ量の定義には、資源ごみ回収(集団回収や行政回収)を含めないほうがよいと思います。 中間案のとおり、不用となったものを排出することにより、ごみと考えた場合、集団回収分もごみとして含む必要があります。集団回収分を含まないことが、理解できません。 集団回収や行政回収では、共通の品目(新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、アルミ缶、ビン類、布類)があります。行政回収が始まる前は、集団回収が盛んでしたが、行政回収により、集団回収団体が減っています。各家庭では、資源ごみを集団回収、行政回収、スーパー店頭回収など、どの回収に出してもよいので、資源ごみとして各家庭から排出された場合は、ごみとしないほうがよいと思います。 おそらく、行政による収集が行われ、処理することにより、費用、エネルギーが必要となり、その削減が必要なことから、行政回収が含まれ、集団回収分が含まれないのでしょうか。	ごみゼロプランでは、“排出量”は、行政の収集・処理の対象となる量と規定しています。この考え方については、例年、市町村の協力を得て実施しております一般廃棄物処理事業実態調査の考え方を基本としています。 なお、会議の席上でも説明をさせていただいたとおり、資源回収(リサイクル)は非常に重要な取組と考えていますが、びんやカン、ペットボトルなどはリサイクルされていれば、それで良いのではないかとという「意識」があることも否定できません。しかし、リユースなどの取組が進めば、市町村が収集する資源物にもならないこととなります。単にリサイクルすればよいという大量リサイクル社会のような、リサイクルを免罪符のように使うのではなく、まずは、発生・排出抑制の取組を進めることが重要と考えます。

市町村名等	頁	中間案の箇所	意見・提案内容	回答	
四日市市	P2	3 関連する主な行政計画	ごみゼロプランは、法定でなく市町村に強制するものでないと明言されているが、P2の「三重県廃棄物処理計画との整合」では、いずれ全面的な見直しを行うとある。この見直しされた後の廃棄物処理計画をもって市町村に対して影響を及ぼすことはあるのか？	三重県廃棄物処理計画につきましては、これまで実施してきている施策を前提に、現在のライフスタイルや事業形態等に大きな変化がないものとして、平成16年3月に策定しており、目標年度を平成22年度(2010年度)と設定しています。 当該計画につきましては、プランの内容や事業計画が明らかになった時点で、全面的な見直しを行うこととしております。 なお、今回のプランは法定計画ではありませんが、市町村の処理計画策定の時点で指針として取り扱っていただき、このプランの目標を共有していただきたいと思います。	
四日市市	P17	「ごみゼロ」と適正処理	持続可能な循環型社会への転換には、適正処理を進めてごみゼロを目指すことは大変重要と認識しております。但し、適正処理については、どのような社会であっても最も基本的なことであり、今後も市町村にその責があるのであれば、国や県は積極的に支援してもらいたい。	第6章「県の行動計画」のなかで、ごみゼロ社会に向けて取組を行う市町村、事業者等に対して、情報提供のみならず、財政的支援、コーディネート、仕組みの提案などを行います。	
四日市市	P20	数値目標	数値目標の積算根拠も示したほうが目標は明確になる。 また、本市はごみ処理基本計画において、焼却によるエネルギー回収を資源化として位置づけております。	第5章プランの推進方策のなかで基本取組の評価を行っています。目標達成への貢献度として想定する減量効果などについて記載します。	
四日市市	P109	プランの諸課題	本プランでこれらの課題を取り入れることは方向性が違うため難しいのかも知れませんが、大変重要な課題です。本市では不法投棄について市民の関心が非常に高くなっております。これらの課題についてもきちんと検討する組織や手段を講じていただきたい。	ご指摘のとおり不法投棄の問題については、重要な課題と認識しておりますが、ごみ減量の施策とは方向性が若干異なることから、プランを取り巻く諸課題として整理しております。 なお、有料化等の施策の実施に伴う不法投棄等については、施策の実施段階で細やかな対策が必要と考えています。	
四日市市	P111	県の役割	市民生活圏域や事業活動域は広域化すると思われ、今後ますます調整や指導等、県に求められる役割の必要性が高まると思います。	ご指摘のとおり、今後、広域的な取組の推進が必要と考えられ、県の行動計画として市町村の枠組みを超えた取組や近隣府県と連携した取組を推進します。	
菰野町	P6	集団回収	集団回収とはこれまでの廃品回収をいうのか。行政指導で全戸対象の回収であれば「集団」の表記は不要ではないか。	「集団回収」については、役割分担のイメージとして例示しています。現段階では、行政が全戸対象の回収を実施している事例は少ないものと認識しています。	
菰野町	P11	図10	集団回収とはなにか。定義がない。資源であることはわかるが「集団回収」は行為である。位置づけが判りにくい。ごみなのかどうか。	一般廃棄物処理事業実態調査結果に基づき、ごみ処理のフローを示したものです。「集団回収」とは、市民団体などによる収集において、市町村が用具の貸出、補助金等の交付等により関与しているものをいいます。	
			集団回収物は総排出量に含めていないと言うことはごみでないことは判るが、それならこの図に入れる必要がないのではないか。		一般廃棄物処理事業実態調査の集計処理を基本としています。
			排出は家庭と事業所からではないのか。		

市町村名等	頁	中間案の箇所	意見・提案内容	回答
菰野町	P17	概念図	<p>不用物のうち、ごみとして排出されたものを対象にしているが、排出されないものはどのようなものを想定しているのか。これは、概念であり、理念に影響があるのではないのか。</p> <p>本町の場合、「資源ごみ」とは言わずに「資源物」という。これは、廃棄される前に資源と位置付けることで「廃棄物」と明確な区分した回収を推進している。</p> <p>この概念図でいえば、不用物のあとに並列で廃棄物(ごみ)と資源があるようなものです。</p> <p>ごみから資源を抜き出すのか、ごみとする前に資源と位置付け回収するのかわかりにくい。</p>	<p>ごみゼロプランでは、“排出量”は、行政の収集・処理の対象となる量と規定しています。排出されないものとしては、フリーマーケット等に出されるいらなくなったおもちゃや着れなくなった洋服等を想定しています。</p> <p>本プラン基本方向6の中では、地域資源として捉え、極力「資源物」という表現をしています。</p>
菰野町	P18	家庭において	<p>年代層の違いにより、物を長持ちすることや再使用することの能力は違いがあるので推進する上では具体的なマニュアルがあると良いと思う。</p>	<p>基本取組9-1中で年齢層や場所に応じた様々な環境学習・教育の機会において活用できるツールやプログラム等の開発を行うこととしています。</p>
菰野町	P23	「燃える・燃えない」「資源化できる・できない」	<p>これは物の状態(性状)ではないのか。分別ルールにより実践するのなら「燃やせる・燃やせない」「資源化する・しない」ではないのか。</p>	<p>各市町村の分別ハンドブックなどから見ると「燃える・燃えない」との区分が多くみられ、住民の認識として一般的と考えます。</p>
菰野町	P23	ごみを未利用資源として管理すること	<p>判りにくい表記ではないですか。用語解説が必要ではないか。どのような状態での管理を想定しているのか。</p>	<p>管理とは収集、保管、再資源化・利用等を想定しています。</p>
菰野町	P23	「家庭・事業者はごみを出し、行政は適正に処理する」	<p>このような状況はリサイクルを目的とした分別収集が始まったH3年頃から崩れ、排出側(家庭・事業所)にもっと入り込んだ施策展開(分別ルールなど)をしているのではないのか。そのうえでプランにすることではないですか。</p>	<p>ご指摘のとおり、このような住民・事業者・行政の役割分担では上手くいかないものとして記述しました。</p>
菰野町	P23	ごみを資源ととらえた地域づくり	<p>このことは、すでに実践している地域もあることから次の段階も組み入れてはどうか。この考え方を進めると「ごみとする前に資源と位置付ける」考え方はないのですか。</p>	<p>本プラン基本方向6の中では、地域資源として捉え、極力「資源物」という表現をしています。</p>
菰野町	P29	各容器のシナリオ設定 容器の重量	<p>シナリオ設定とはなにか。どの容器の重量なのか。この記載は必要なのか。</p>	<p>各容器のシナリオ設定については、LCA手法による容器間比較をするうえでの基本的な情報を設定したものです。</p>
朝日町	P1	「ごみゼロ社会実現プラン」の「ごみゼロ」	<p>プランの基本的な考え方として示されている「住民・事業者・市町村等との協働のもとに…」という観点から、説明会にて意見のあった「ごみゼロ」の「ゼロ」に関して合意形成が必要のように思います。</p>	<p>本プランの「ごみゼロ」については、「ごみを出さない」「ごみをなくす」という政策の理念、高い目標を「ごみゼロ社会」という言葉で表現しており、「埋立ゼロ」をもって「ごみゼロ」というものではありません。</p> <p>なお、「ごみゼロ社会」が意味するものを明確にするため、P17の図表の配置を校正します。</p>
鈴鹿市	P4	取組対象：一般廃棄物 (関連P44～52)	<p>市の実績としては、本来、産業廃棄物に該当するものでも、一般廃棄物とみなして受入れている。廃棄物の処理の歴史からも断ることができない。そういった実情を勘案して、産業廃棄物の処理について考慮してほしい。(あわせ産廃)</p>	<p>事業所における産業廃棄物の取扱については、様々な背景から各市町村において取扱が異なることは認識しています。このことから、基本取組2-1事業系ごみ処理システムの再構築のなかで、処理実態の把握や適正な処理システムの検討を行います。</p>
鈴鹿市	P18-L5	家庭においては、… (関連P62)	<p>耐久消費財でも、家電製品については、修理して長く使うことは考えられない。技術進歩が早く、また、費用対効果(修理>再購入)を考えると建前上のみのお話となってしまう。意図は理解できるが、実現性はゼロに近い。</p>	<p>ここでは、20年後の地域社会のイメージの一つとして、各主体の取組が十分なされることを前提として“ごみゼロプランの目指す地域社会の姿”を描いたものです。</p>

市町村名等	頁	中間案の箇所	意見・提案内容	回答
鈴鹿市	P56	リユース容器の普及促進	住民、事業者への啓発に先がけて、公共施設からの自動販売機を全廃し、リユース容器のみを使用した自販機に替えるくらの取組を県として進めてください。(イベント時だけではなく。)率先して取組む姿勢を住民・市町村に示す。	第6章 県の行動計画の(2)において、県行政における「ごみ減量化」に向けての取組を掲げています。その一つとしてISO14001の取組の中で、ゼロエミッションに向けた取組や左記の提案も含めて検討していきます。
鈴鹿市	P82	店頭回収資源物取扱マニュアル	早期作成を期待します。(横のつながりは大切…)	実態調査への協力などよろしくお願ひします。
鈴鹿市	全体		現状(資源化率の低さ、リユース、リデュースなど)の分析がされていない。現状(なぜ3Rが進んでいないかなど)をプランに記載すべきでは、何が原因か。行動学の分析。	市町村の協力を得て実施しました県民、事業者アンケート調査等について、クロス集計などを行いさらに分析を進めます。
鈴鹿市	全体		全体として具体性が欠けています。本プランを一般住民がみても意味が分からないと思う。結局、県として何をしますのか？ 近年、激増している在日外国人についての対策も盛り込む必要があります。(住民は日本人だけではありません。)特に分別・不法投棄。	基本方向ごとの取組については、現段階でアイデアのレベルにとどまっている取組もあります。今後、プランを推進していくなかで、モデル事業の実施などを通じ、その内容をより具体的なものと近づけていきたいと考えています。
津市			<p>ごみゼロ社会の定義が、ごみを出さない生活様式やごみが出にくい事業活動が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される社会であるとすれば、一般廃棄物のみがゼロになればよいというものではなく、一般廃棄物と産業廃棄物を合わせた廃棄物全般を対象として考えるべきではないか。そうしてこそ、県がプランを作る意義があるのではないか。</p> <p>ちなみに、県内の一般廃棄物の総排出量は約79万トン、最終処分量は約15万トン(平成14年度)であるが、産業廃棄物の排出量は約327万トン、最終処分量は、約36万トン(平成12年度)であるという実態もある。</p> <p>同様に、数値目標として掲げられている最終処分量ゼロであるが、「最終処分については、ごみの発生・排出抑制の取組や再資源化、焼却等に関する技術の開発等が大きく進展すれば、今後大幅に減少する可能性があることから、最終処分量をできる限りゼロに近づけていくことを、目標として設定する」としているが、理念的なものならともかく、具体的な数値目標として設定するならば、逼迫する最終処分場の状況やごみを出さない生活様式、ごみを出さない事業活動の定義や資源化技術の進展等には相当な時間がかかると思われる状況の中で、具体的検討を加え、実態を見据えた目標とすべきである。</p> <p>ごみゼロ社会というものが一般廃棄物の最終処分量ゼロという短絡的なものではないのであるから、数値目標の設定がかえって逆効果を招くおそれがあることやさまざまな影響を及ぼすおそれがあることに留意すべきである。</p> <p>また、本プランに準じて市町村の廃棄物処理計画を改定することを求めている。</p>	<p>産業廃棄物の処理責任は、個々の排出事業者課せられており、平成16年3月に策定した廃棄物処理計画の中でも、事業者個々の取組を進めていくための施策の展開や支援を行うこととしています。</p> <p>具体的には、産業廃棄物の処理に関する自主情報公開制度を設けて事業者による計画的な減量化を推進しているほか、産業廃棄物税を財源として、事業者による発生抑制や資源化の取組を支援するなど、先駆的な施策を実施しています。</p> <p>その結果、資源化率が向上し、最終処分量が大幅に減少するなど、順調に減量化が進んでおり、これらの取組を引き続き行っていきます。</p> <p>埋立ゼロに係る技術の開発等については、溶融技術もその一つであると考えられます。現に県内の市町村では、過去に埋立てた廃棄物を再度溶融処理することにより、効果が得られているという事例もあります。</p> <p>埋立に関する処理コストや環境影響については、現時点において明確になっていない部分もあることから、国の動向を踏まえ、検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>本プランの「ごみゼロ」については、「ごみを出さない」「ごみをなくす」という政策の理念、高い目標を「ごみゼロ社会」という言葉で表現しており、「埋立ゼロ」をもって「ごみゼロ」というものではありません。</p> <p>「…ごみ処理基本計画は、ごみの減量化を目指すという点で…市町村版といえます。」と修正します。これについて</p>

市町村名等	頁	中間案の箇所	意見・提案内容	回答
			<p>市町村の一般廃棄物処理計画については、法に基づく法定計画であり、県廃棄物処理計画については、一般廃棄物と産業廃棄物を合わせた廃棄物の法定計画である。</p> <p>一方、ごみゼロ社会実現プランは、法定等に定める計画ではなく、任意の計画である。従って、市町村の一般廃棄物処理計画は、「ごみゼロプランの市町村版」というものではなく、一般廃棄物を対象としているものの、内容的にも性格的にも全く異なるように、市町村は、法律に基づき一般廃棄物を適切に処理する立場にあることから、地域の特性、実情等に応じて、当該計画を定め、一般廃棄物の処理に取り組んでいるのであるから、改定を求めることは筋道が異なるのではないかと。</p>	<p>は、今後、市町村の計画をごみゼロプランに準じたものとしてほしいという意図から記述したものです。</p> <p>また、市町村の一般廃棄物処理基本計画の改定の部分については、「なお、市町村については、…ごみゼロプランの推進…非常に大きいことや県と市町村の計画の整合を図る必要があることなどがありますので、…」と修正します。</p>
一志町			<p>ごみの減量はごみになる物を作らず、または販売していなければ必然的に減ってくると思われま。今までの減量方法は消費者側で努力することで行なわれてきたように感じます。数値目標達成の為に県民や市町村に負担をかけるのではなく生産段階での検討、デポジット制度などごみの発生が自然と行なわれていく社会のシステムを構築していくことが必要と思われま。なお、県民がごみを少なくする為の意識の向上として策定することの意義は大きいものと思われま。</p>	<p>ご指摘のとおり、ごみの減量化については、生産段階での取組が重要であると考えま。本プランでは、基本方向1で「拡大生産者責任の徹底」を示しており、この中で、費用負担のあり方についての調査研究や国、業界への提言を行っていきま。</p> <p>また、デポジット制度についても、基本取組6-1でデポジットシステムに関する調査研究やパイロット事業を実施しま。</p>
勢和村	P33	(5)生ごみの再資源化	<p>生ごみは、家庭系ごみの約半分ぐらい占めるので、生ごみの減量化は、ごみ全体の減量化に大きくかかわるのでよいと思。また、住民の関心も非常に高く、同村でも生ごみ処理機購入費補助事業を行っているが、近年、普及率が横ばい状況にあるので、ごみゼロ社会実現プランを機に生ごみの減量化にさらに努めたいと思。</p>	<p>生ごみにつきましては、基本方向5で「生ごみの再資源化」を示しており、生ごみの堆肥化・飼料化、生ごみのエネルギー利用などを進めていきま。</p>
伊勢市			<p>具体的にどの頁というのではないのですが、ごみの分別処理等基本的なそれぞれの責務について意識が浸透しておらず理解を得るのが難しいのが現状です。そうした現状を認識した上で、実行可能で成果が期待できるプランとなるように望みま。</p>	<p>県民アンケート調査結果においても、ごみに関する意識については、今日の使い捨て社会に対して、「このままでいいのか」と感じる方が9割を占めている反面、行動面については、環境やごみのことを考えずに商品を選ぶという方が6割と行動につながっていないのが現状です。今後、「ごみゼロプラン」をもとに、行政連絡会議や地域ごみゼロ推進交流会を通じ、ごみ減量化等への取組みを進めていきたいと考えていきま。</p>
伊勢市	P5	(4)県の役割について	<p>P17には協働していくと記載されているので、ここで記載が必要かどうか分かりませんが、県と市町村との役割分担や連携、協働で取組み、目標達成に向かうという主旨も記載してはどうでしょうか。</p>	<p>ここでは、県の役割をより明確にする意図から、具体的な事例を記載していきま。「連携・協働」については、プラン全体の方向性として(3)推進主体やP17基本理念の部分に記載しま。</p>
鳥羽市	P110	(4)不法投棄対策	<p>産業廃棄物の不法投棄や一般廃棄物のポイ捨て等が地域の大きな問題としてありま。しかし、総合的に取り扱う機関も無く県がリーダーとして「ごみゼロ社会実現プラン」の中で大きく取り上げる必要があると思いま。しかし、説明会等での質問の回答の中では、積極的に取り上げるとは思えませので、再度要望しま。</p>	<p>不法投棄問題につきましては、行政連絡会議やごみゼロ談義のなかで様々な観点から問題が提起され、道路や河川、海岸等を管理する自治体や地域の住民の方々はその対応にたいへん苦慮されていることは、十分認識してありま。</p> <p>しかしながら、行為自体が違法であることやごみ減量の施策とは取り扱いが若干異なることから、今回は、「プランを取</p>

市町村名等	頁	中間案の箇所	意見・提案内容	回答
			<p>「問題点」 海岸への漂着ごみの問題です。海岸に接する自治体に共通する課題として、台風などによる豪雨や洪水の影響以外に、伊勢湾内部からなどの多量のごみが海岸や砂浜に漂着します。特に鳥羽市の離島及び海岸線には、おびただしい量のごみが集まり、漁業者の操業不能やのり、わかめ等の漁具の破損、海水浴客の減少やけがなど、大きな被害をもたらしています。また、観光資源である海岸や砂浜がごみで覆い尽くされ、市民の憩いの場である水辺が危機的な状況となりつつあります。さらに、海亀などがえさと間違えてビニール袋を食べ死骸となって漂着するなど、動物への被害も発生しています。 こうしたごみの処理責任は、これまで海上及び県管理の護岸は県、それ以外は市町村に責任があるとしてきました。しかし、実際には水産事業者や近隣住民が処理をし、行政は対応に苦慮しています。また、野外焼却で対応してきたごみの処理も法規制により禁止され、益々ごみが放置されています。 こうした災害は、ごみを投棄した人災であるにもかかわらず、ごみが流れ着いた被害者や動物が泣き寝入りをしているのが現状です。伊勢湾に放流する河川管理者(長良川では河口堰にたまる多量のごみを処理しています)やごみを流した人の責任を問う事が出来ないのは異常です。日本の海岸がごみだらけなのはここに原因があります。伊勢湾の海岸をきれいにする事で日本の海岸がきれいになり、きれいになった砂浜は癒しの場として脚光を集め、まちづくりの起爆剤となることを確信します。伊勢湾を、日本一きれいな海岸として後世に引き継ぐ事を強く願い、河川や海に投棄されるごみゼロ対策のために、関係する他県にも呼びかけ「伊勢湾ごみサミット」を開催するなど、三重県として抜本的な解決策をとるよう強く要望します。 道路対策 観光客など不特定多数の人に啓発をすることが大変困難で、主要な県道、国道はごみがたくさん放置されています。住民等の協力も増えてきましたが、県としての積極性が欠けると思い法改正や罰則の強化は意義なし。</p>	<p>り巻く諸課題」として整理させていただきました。</p>
桑名広域清掃事業組合	P1	1. プラン策定の趣旨 こうしたことから…「ごみゼロ社会」の実現を目指すこととしました。	このことは、下記(P21)埋立量をゼロにすることを目標にしているのですか？明確に表現してはどうか？	本プランの「ごみゼロ」については、「ごみを出さない」「ごみをなくす」という政策の理念、高い目標を「ごみゼロ社会」という言葉で表現しており、「埋立ゼロ」をもって「ごみゼロ」というものではありません。
	P17	ごみゼロ社会の概念図	P21との関係からみると、この中の埋立物は必要ないのではないか？	現段階では埋立処分以外に適当な処分方法が見あたらないものや、災害などにより一斉かつ大量に発生した分別されていないごみなどについては、今後も埋立てにより処分する必要が生じることが想定されます。
	P21	20年後のごみ処理の姿 ごみ処理方法の推移(図)	上記(P21)との整合性を計ることが必要ではないか？	

市町村名等	頁	中間案の箇所	意見・提案内容	回答
	P21	【目標設定の考え方】 資源として…重要です。	他力本願的な書き方であり、現実性(ゼロにする)に欠けているように思う。最終案の中では、焼却灰等の有効利用についても、具体的に取り上げて書かれることと思いますが？上記等との整合性を考えて、もっと具体的な数値を示してもよいのではないか？	埋立ゼロに係る技術の開発等については、溶融技術もその一つであると考えられます。現に県内の市町村では、過去に埋立てた廃棄物を再度溶融処理することにより、効果が得られているという事例もあります。しかしながら、埋立に関する処理コストや環境影響については、現時点において明確になっていない部分もあることから、国の動向を踏まえ、検討を進めていきたいと考えています。
津市広域圏粗大ごみ処理施設組合	P5	(3)推進主体:県、市町村及び県民 …、ごみゼロプランに準じて市町村の一般廃棄物処理基本計画を策定・改訂し、地域の特性、実情等に応じて取組を推進することが求められ	ごみゼロプランで掲げている数値目標と市町村の一般廃棄物処理計画との整合をどのように図っていくのか。	市町村の一般廃棄物処理基本計画の改定の部分については、「なお、市町村については、…ごみゼロプランの推進…非常に大きいことや県と市町村の計画の整合を図る必要があることなどがありますので、…」と修正します。 なお、ごみ排出量削減率などの数値目標の設定にあたっては、市町村の廃棄物処理計画の数値を参考とさせていただきます。
	P21	ごみの適正処分に関する目標 2025年 0t	数値目標を掲げ、しかもその結果責任を県が負うとまで言っているこのごみゼロプランは、机上での概念的な夢プランではないと思われる。当組合は現処分場が逼迫していることから次期処分場の計画を予定している。このごみゼロプランは、処分場の施設規模等の決定、あるいは処分場建設の必要性にまで関わる影響の大きいプランとなる。処分場の整備計画にごみゼロプランをどの程度反映すべきなのか。また、処分場建設の交付金を受ける場合、このプランとの整合性が交付の条件となるのか。	「結果責任」の部分については、県の実施する事業におけるその責任という意味合いから記述をしておりましたが、各方面から指摘がなされ、誤解を生じる恐れがあることから、「結果責任」という表現を削除します。また、このプランはごみゼロ社会へ向けた多様な主体の取組の指針としてとりまとめたものです。 循環型社会形成推進交付金制度については、国、県、市町村等からなる協議会を構想段階から構成し、「循環型社会形成推進地域計画」の策定が規定されており、3R推進のための目標として発生抑制、リサイクル、最終処分の目標を掲げることが例示されています。このことから本プランは、当該制度と方向を一にするものと考えております。
香肌奥伊勢資源化広域連合	P31、33、66、67、68	容器包装ごみの減量・再資源化、生ごみの再資源化、分別収集計画、基本取組4-2、基本取組5-1	当広域連合が可燃ごみのRDF化処理を行っていることから、左記の内容の減量化の推進程度ならば問題ないが、分別強制となると収集運搬等の余分な経費負担が想定される。また、これを実施すると、可燃ごみの成分を紙が大半を占めることになり、プラや生ごみ等の減量によってRDFの形成に影響が出る可能性もあり、これらの取組は難しい。	分別のあり方については、各市町村のごみ処理の実態に応じて設定がなされるものであり、本プランでは分別を強制するものではありません。分別についての基本的な考え方については、プランを取り巻く諸課題の中で整理しています。